

第 10 号

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条
例第68号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる
方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電
磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない
方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ
とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。)」を削る。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改
正)

第2条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平
成24年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方
法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁
的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方
式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第
279条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第279条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する
ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され
るものをいう。)」を削る。

(熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第51条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第269条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第269条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）
第4条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）
第5条 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）の施行に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。